

議案第 6 5 号

向日市民温水プール条例の一部改正について

向日市民温水プール条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

### 向日市民温水プール条例の一部を改正する条例

向日市民温水プール条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条中「掲げる額」の次に「に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額」を加える。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

#### 別表

##### 向日市民温水プール基本額

区分	向日市民	左以外の者
一般	556円	722円
中学生・高校生	417円	542円
小学生以下	278円	361円

別表備考中第2項を次のように改める。

2 向日市民とは本市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 向日市民温水プール条例の一部を改正する条例

## 新 旧 対 照 表

改 正	現 行																				
<p>(利用料金)</p> <p>第15条 プールの利用料金は、別表に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づき消費税の税率を乗じて得た金額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に相当する額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">向日市民温水プール基本額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">向日市民</th> <th style="width: 40%;">左以外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">556円</td> <td style="text-align: center;">722円</td> </tr> <tr> <td>中学生・高校生</td> <td style="text-align: center;">417円</td> <td style="text-align: center;">542円</td> </tr> <tr> <td>小学生以下</td> <td style="text-align: center;">278円</td> <td style="text-align: center;">361円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 向日市民とは、本市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。</p>	区分	向日市民	左以外の者	一般	556円	722円	中学生・高校生	417円	542円	小学生以下	278円	361円	<p>(利用料金)</p> <p>第15条 プールの利用料金は、別表に掲げる額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">向日市民温水プール利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">一般</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">600円</td> </tr> <tr> <td>中学生・高校生</td> <td style="text-align: center;">450円</td> </tr> <tr> <td>小学生以下</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>更衣ロッカー</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 利用料金には、消費税相当額及び地方消費税相額を含むものとする。</p>	一般	600円	中学生・高校生	450円	小学生以下	300円	更衣ロッカー	100円
区分	向日市民	左以外の者																			
一般	556円	722円																			
中学生・高校生	417円	542円																			
小学生以下	278円	361円																			
一般	600円																				
中学生・高校生	450円																				
小学生以下	300円																				
更衣ロッカー	100円																				